

かめおか地域ブランド認定基準

かめおか地域ブランド認定要綱第4条に規定するかめおか地域ブランドの認定基準を次のとおり定める。

1. 認定に係る統一基準

亀岡の資源特性を生かし、「亀岡らしさ、亀岡のよさ、亀岡ならではの」といった個性と魅力をもった産品を「かめおか地域ブランド」として認定するため、次の要件を共通的な基準とする。

① 独自性・希少性

亀岡周辺地域で生産された原材料でなければできないものである
亀岡周辺地域以外ではきわめて例の少ないものである

② 亀岡産素材のこだわり

原材料として亀岡周辺地域で生産された素材にこだわって使用しているものである
亀岡周辺地域で生産された素材を使うことにより、商品の魅力が向上しているものである

③ 伝統的技法・製法

亀岡周辺地域に昔から伝わる特徴的な製法・技法を受け継いで製造しているものである

④ 品質

味、外観等に優れ、他に誇れる高い品質を持っているものである
安全安心の信頼性の高いものである

⑤ 物語性

亀岡周辺地域にちなんだ伝承や物語性を持っている

認定は、原則的に上の項目の2以上の要件を満たすもので、市場性、将来性を考慮するものとする。

亀岡周辺地域とは、亀岡市内、京都府下及び丹波地域の範囲内とする。

産品には加工食品をはじめ、料理や工芸品などを含むものとする。

2．個別産品に係る基準

1の共通的基準に加え、産品の種別によっては、その特性に応じた個別の基準を定めることができる。

個別産品に係る基準については、認定委員会において必要に応じ定めるものとする。

3．事業者等に係る基準

ブランド産品の認定に際し、産品の生産、製造及び販売者に関し、次の要件を事業者等に係る基準として考慮し、認定を行うものとする。

地域ブランド戦略に対する理解・参加意欲

地域経済活性化を目的とした「かめおか地域ブランド戦略」を理解し、相互に協力し、地域ブランドの育成に貢献しようとする参加意思があること。

優れた産品開発、産品提供の意識と責任感

新産品開発を含めた産品の商品力の向上への意欲があること。

産品の品質の維持向上、安全性の確保に対する意識を持ち、クレーム等に対し製造者責任に基づく誠実な対応ができること。

附 則

1．この基準は、平成16年8月10日から実施施行する。

2． 物語性にある「産品には加工食品をはじめ、農産物等の素材や料理、工芸品などを含むものとする。」は平成18年11月17日より「産品には加工食品をはじめ、料理や工芸品などを含むものとする。」と改定する。